

議会のあり方調査特別委員会 記録

開会年月日	令和元年9月9日
開会時刻	午後1時50分
閉会時刻	午後2時04分
出席委員名	◎西山則夫 ○品川幸久 宮崎 誠 久保 真 中村 功
	井村貴志 上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 世古 明 野口佳子 岡田善行
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 藤原清史 小山 敏
	浜口和久 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	中山裕司議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	中野 諭
協議案件	1 政策立案について
	2 伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）について
	3 常任委員会等のインターネット放送について
	4 各分科会のこれまでの協議の経過について
説明者	

開会 午後 1 時50分

◎西山則夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員ですので会議は成立いたしております。

本日、御協議いただきます案件は、去る 9 月 2 日開会の企画調整部会において確認した内容の「政策立案について」「伊勢市議会業務継続計画（議会 B C P について）」「常任委員会等のインターネット放送について」、及び「各分科会のこれまでの協議の経過について」の 4 件でございます。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者は、委員長において、宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

【伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について】

◎西山則夫委員長

始めに「政策立案について」を議題といたします。

条例等検討分科会、鈴木会長から御報告をお願いいたします。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、政策立案につきまして御説明を申し上げます。

この政策立案につきましては、「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱」と「伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例」の 2 本で成り立っておりますので御理解を頂きたいと存じます。

それでは始めに資料 1-1 の「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱」につきまして御説明を申し上げます。

第 1 条、趣旨の規定は、政策立案及び政策提言の実施に関し、必要な事項を定めることとしておりますが、その根拠を、この後に御提案申し上げます、伊勢市議会基本条例第 6 条に置くこととしております。

第 2 条は、政策立案と政策提言の定義についての規定でございます。

まず、第 1 項の政策立案とは、『市政における課題の解決を図るため、議会自らが、政策を構想し、その実現のために必要な条例の制定、又は議決等を行うこと。』、第 2 項の政策提言とは、『市政における課題の解決を図るため、必要な施策を、議会全体の政策として、市長等に提案すること。』と定義付けをいたしております。

第 3 条は、政策課題の選定でございます。

市政における政策課題は、地方自治法に規定します常任委員会、議会運営委員会、及び特別委員会におきまして、各委員会の委員からの提案、並びに、議会報告会、意見交換会等の広聴活動、及び請願、陳情、要望等から選定をいたします。

次に、第 4 条、政策提案の素案の作成でございます。

政策提案をされます委員会では、他市での実態調査や、市民等からの意見聴取など、十分な調査・検討を行った上で、政策提案の素案を作成していただきます。

第5条は、政策提案の確立でございまして、いずれかの委員会で作成されました政策立案や政策提言は、全員協議会で御協議を願うこととし、パブリックコメント、公聴会等を実施のうえ、市民の意見を尊重しながら、最終的には、議会の議決をもって決定をいたします。

また、第2項では、議会で決定されました、政策立案や政策提言は、遅滞することなく、条例制定等の必要な手続き、及び、市長等への提言を行います。

第6条は、検証及び評価でございまして。

政策立案、政策提言の実効性や、その成果を確認するため、提案された委員会におきまして、検証及び評価を行い、議会に御報告いただくこととなります。

第7条、補則では、この要綱に定めのない事項は、議長が別に定めます。

なお、この要綱は、議長の決裁の日から、施行することとなりますが、議会基本条例の一部改正と同時に施行をいたします。

なお、要綱の末尾には、政策立案・政策提言フローを添付しておりますので、御高覧いただきたいと思いますし、各議員からの提案につきましては、地方自治法第112条の規定により、議員定数の12分の1以上の賛成をもって、議会に、議案として提出することが、出来ることと、なっておりますので、この要綱では、議員からの提案につきましては触れておりません。御理解賜りたいと存じます。

以上が、伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱の説明でございまして。

続きまして、資料1-2、伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例の説明に移らせて頂きます。

今回の改正は、先ほど、御説明申し上げました政策立案及び政策提言の仕組みの法的根拠を議会基本条例に置くため、必要な整備を行おうとするものであります。

順不同となりますが、始めに第2条、議会の活動原則の改正でございまして。

議会の活動原則の規定に、第4号として「積極的な政策立案及び政策提言の取組み」を追加しております。

第6条は、政策立案及び政策提言の規定でございまして。

従前の第6条以降を1条ずつ繰下げ、新たに第6条として、政策立案及び政策提言の規定を置くもので、「議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。」こととしております。

第8条は、会派の規定で、現在、会派では、会派の意思を表明することが出来ることとなっておりますが、新たに会派間の合意形成を求めるものであります。

第23条は、議会事務局の規定でございまして。

政策立案、政策提言の実施に係ります、議会事務局の強化策として、「調査、法務能力の充実、強化」に加え、「議会活動の円滑化、効率化を図るため、組織体制の整備に努める。」こととしたものであります。

最後に、冒頭にあります、目次の改正でございまして。

目次におきましては、括弧書きで各章に該当する条番号が記載されておりますが、第6

条以降を1条ずつ繰り下げたことにより、その条番号につきまして変更が生じたものでございます。御理解を賜りたいと存じます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、政策立案に係ります、伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱及び伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですのでお諮りをいたします。

「政策立案について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの御説明のとおり決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）について】

◎西山則夫委員長

次に、伊勢市議会業務継続計画、議会BCPについてを議題といたします。

条例等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いいたします。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」につきまして、御説明を申し上げます。

議会BCPにつきましては、平成30年9月、大雨警報の発表により、定例会の開会を一日延長した際、災害時の議会機能を発揮するため、「業務継続計画（議会BCP）」の策定が、今後の課題とされ、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられるなど、私どもを取り巻く環境にも変化がございますので、それら緊急性に配慮しつつ、議会BCPについての協議を進めてまいりました。

そして、現在、大規模災害時には、平成28年6月に制定されました「伊勢市議会大規模災害対応基本方針」に基づき対応することとなっておりますが、この度、議会並びに議会事務局の行動基準をより明確にするため、伊勢市議会の業務継続計画、いわゆる議会BCPを作成したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、資料2「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」につきまして、説明をさせていただきます。

まず、1番、基本方針の目的でございます。

議会の役割、議会の責務等に応えるため、伊勢市議会大規模災害対応基本方針を基礎にして、大規模災害が発生したときに必要となります、組織体制や議員、事務局職員の行動基準などを定めます、「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」を策定いたします。

次の想定災害でございますが、伊勢市内におきまして、震度5以上の地震が発生したとき、大津波警報が発表されたとき、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで、局地的、又は広範囲な災害が発生したとき、大規模な火災、爆発、水難等が発生したとき、その他重大な災害が発生したと議長が認めるときを議会BCPの対象となります、災害と位置付けをしております。

次に、議会BCPの対象期間でございますが、通常議会体制への移行や、市災害対策本部の復旧状況を考慮して、災害発生後1カ月以内としております。

次に、1ページ後段から2ページにかけての市議会災害対策会議でございます。

市議会に、議員間の協議・調整の場、及び災害復旧の支援を行うための組織として、伊勢市議会災害対策会議を設置します。

なお、議会事務局は、議長の命により災害対策会議の業務に従事することとなります。

1番、設置基準は、伊勢市に災害対策本部が設置された場合、あるいは、議会BCPの対象とする災害が発生した場合で議長が必要と認めるときに、市議会に災害対策会議を設置いたします。

その構成は、2番に記載のとおり、議長、副議長、議会運営委員会の正・副委員長、及び各会派の代表者となります。

なお、議長は災害対策会議を代表するとともに、災害対策会議を招集いたします。

4番の災害対策会議の所掌事務は、議員の安否確認及び参集、災害情報の把握、及び災害対策本部への情報提供と、各議員への伝達、要望事項・要望活動の調整、本会議、委員会等の開催とその議事の調整などとなっております。

5番、災害対策会議員の任務でございますが、議長は、災害対策会議の設置と、災害対策会議の事務を統括すること。そして、災害対策本部と連携し、災害対応に当たること。副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があれば、その職務を代理すること。その他の災害対策会議員は、議長の指示のもと、災害対策会議の運営及び、設置・解散の伝達、議員の安否確認及び参集、本会議・委員会の開催、災害情報の収集・伝達と災害対策本部との連携・協力などが、災害対策会議員の任務となります。

次に、2ページ後段の職務代行の順位でございます。

議長の不在時等は、①副議長、②議会運営委員会委員長、③議会運営委員会副委員長の順で、議会事務局長の不在時等は、①次長、②議事係長、③調査係長、④庶務係長の順で、それぞれの職務を代行いたします。

次に、情報伝達でございますが、災害対策会議、及び災害対策本部が、互いに連携体制を構築し、情報を共有して、災害対応に当たるため情報伝達経路を定めました。

なお、議員及び各会派からの災害対策本部への、情報提供、情報収集や要望等につきましては、必ず、災害対策会議を窓口として行っていただくよう、お願いをさせていただきます。

たいと存じます。

次に、4ページの2番、災害発生時の行動基準でございます。

ここでは、議会、議員、そして事務局ごとに、初動期の「災害発生直後から24時間以内」、中期の「2日目から7日以内」、後期の「8日目以降」の3段階に分類し、それぞれの具体的な行動基準を示しております。

それぞれの行動基準の内容につきましては、御高覧を願いたいと思いますが、基本的には、災害対策会議の指示に、従っていただくことになります。

議員の皆さんに置かれましては、この行動基準を熟読のうえ、今後の災害発生時に備えていただくよう、お願いをいたします。

次に、5ページの3番、議会BCPの運用でございます。

始めに防災訓練は、議会BCPが対象とします災害等を想定した非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練などを定期的を実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図ることとします。

次に、備蓄資材でございますが、災害対応に継続的に従事する場合を考慮し、72時間、3日間の備蓄品を計画的に備えます。

次に、通信環境は、大規模災害等が発生した場合に、情報伝達手段を確保するため、災害時有線電話の確保や、SNS等を活用した、新たな情報伝達手段を検討します。

次の議場代替施設でございますが、議場の設備、機能が停止した場合は、災害対策本部と調整しながら、代替施設を検討します。

次に、参集体制であります。

先ず、議長は、議会BCPが対象とする災害が発生したときは、直ちに登庁します。副議長を含め、災害対策会議の構成員は、議長の指示により登庁します。

その他の議員は、災害対策会議から指示があるまでは、自身の連絡体制を確立のうえ、地域活動に当たることとしております。

次に、議会BCPの継続的改善でございます。

議会BCPは、防災訓練等を通じその実効性を確認し、議会BCPに変更の必要性が生じた場合は、各派代表者会議に諮り、改善を行います。

なお、4番、その他におきまして、平成28年6月27日制定いたしました伊勢市議会大規模災害対応基本方針は、廃止をすることとなります。

以上が、「伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）」の説明でございます。

なにとぞ、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

一つお伺いをさせていただければと思います。

この議会BCPに関してですけれども、今回4番ですね、発生時の行動基準の中で、議員の行うべき責務が少し規定をされているかと思います。今までこういった議会の業務継続計画というものがなかったのもあってですね、今まで各議員はそれぞれいろんな団体に入ったりとかですね、災害時も様々な活動をするような、別の責務がいくつ也存在をしている方もいらっしゃるかと思います。その辺り、今回、このBCPが出来たということで、例えば地域であれば、自主防災隊なんかも含めてですね、いろんな組織の活動よりも、基本的にはこの市議会の継続計画、こちらに基づいて、議員は行動するような責務というか義務が生じてくるような形になるというような理解だと僕は思っておるんですけれども、そういったふうにこれからは考えていくというか、そのような理解でよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

お答えをいたします。

正直ですね、条例等検討分科会におきましては、そのような議論はありませんでした。ただ、議員である以上、議会を最優先していただく、そういう思いでおりますので、その点はそれで御理解ください。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

承知をいたしました。この際、僕からのあくまでも提案なのでございますけれども、委員長を通じて、これ議会全体のことでありますので、一度議長のほうに諮っていただきまして、今現状議員が他にどんな団体の役職を兼ねているとか、若しくは災害時にいろいろ兼ねると問題のあるような役職をしているかどうかというのを出来れば一度議会全体として把握をしていただければと思います。

以上です。

◎西山則夫委員長

今、野崎議員言われましたけど、所属する団体すべて網羅せないかんのですか、それは。

○野崎隆太委員

どの団体をとすることは当然僕のほうから申し上げることはありませんので、もし何かあれば、こういった団体に所属しているというのを議長のほうに報告をしていただければスムーズではないかと思っておりますので、その程度で私は考えております。それ以上は委員長と議長のほうで諮っていただければと。

◎西山則夫委員長

最初おっしゃたように例えば公的な団体に入っている、例えば、あなたも消防団へ入っている、そういったこともあろうかと思えます。そういう方もみえるので、そういった公的団体か任意団体かというのを含めて、それはこちらに任せていただくということになるんですか。

○野崎隆太議員

あくまでも私の意見ですのでどのように取り扱うかは委員長と議長にお任せしようかと思っていますけれども、例えば考えられる範囲では、他の町では即応予備自衛官であるとか、予備自衛官に加盟されている議員もおれば、さっき言った自主防災隊の例えば、ごめんなさい、僕把握をしていませんけれども、ひょっとすると隊長とかをしている可能性も僕はあるかと思っています。

そういったことが例えばあったときに、隊長不在で回るような組織ではないと思っていますので、そういったことも含めて、実際この役職にいるのが適しているのか、適していないかということも含めて、そういったことも把握をできればいいんじゃないかなと思っていますので、どこまでが公的かといわれると僕にはわかりませんが、そういったことで少し、どんなところに入っているのかということのを簡単にでも把握をしておいたほうがこの際いいのではないかなというような提案ということで御理解をいただければと思います。

◎西山則夫委員長

この場は預からせていただきますので。先ほど鈴木会長のほうからね、このBCPについては、議員としての責務を果たすという立場から一番優先にしてほしいということのうえにたって、各種団体での、例えば各自治会の防災会議に入っておって、そこでどんな役割をしておるのかというのは、私も存じあげておりませんので、そういったことを含めて今野崎委員から提案のあったことについては、いっぺん議長と私のほうで相談をさせていただくということで、鈴木会長そういう扱いでよろしいですね。そういう扱いにさせていただきたいと思いますが、他に御発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

御発言もないようですのでお諮りをいたします。

「伊勢市議会業務継続計画・議会BCPについて」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【常任委員会等のインターネット放送について】

◎西山則夫委員長

次に、「常任委員会等のインターネット放送について」を議題といたします。
広報検討分科会、浜口会長から報告をお願いいたします。
浜口会長。

○浜口和久広報検討分科会会長

それでは、広報検討分科会から「常任委員会等のインターネット放送について」、御説明をさせていただきます。

本分科会では、調査・検討項目として「議会のICT化」についてを協議しております。その中で、議会放送について、検討を重ねてまいりました。

資料3をごらんください。

伊勢市議会の議会放送の現状でございますが、議場での本会議や予算・決算特別委員会の全体会は、事務局で収録した映像データをケーブルテレビ委託業者へ渡し、放映しています。

また、委員会室での予算・決算特別委員会は、ケーブルテレビ委託業者に収録に来ていただき、放映しています。

そして、どちらも伊勢市議会のホームページにおいて、ユーチューブのサイトを利用したインターネット配信を実施しています。

議会放送については、市民に対する開かれた議会のためにも、会議の様子を公開していくことが求められています。

平成30年8月の庁舎改修に伴い、委員会室での放送設備が整備されたことから、本分科会では、今後の方針として、現在、放送を実施していない委員会室での常任委員会・常任委員協議会、全員協議会等についても、放送を実施していくことを、費用対効果も検証しながら、協議を進めてまいりました。

その結果、本分科会の意向としては、現在も伊勢市議会のホームページで実施しているインターネット配信を活用し、経費をかけることなく委員会室での常任委員会・常任委員協議会、全員協議会等も放送したいと考えております。

なお、会議の内容により、公開の是非の協議が必要な場合には、随時、本分科会を開催し、決定してまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

以上、「常任委員会等のインターネット放送について」の説明とさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、浜口会長から、御説明いただきましたが、このことについて、御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。

「常任委員会等のインターネット放送について」は、広報検討分科会、浜口会長からの説

明のとおり、決定いたしましたして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【各分科会のこれまでの協議の経過について】

◎西山則夫委員長

次に、「各分科会のこれまでの協議の経過について」を議題といたします。

各分科会から、報告をお願いします。

はじめに、広報検討分科会、浜口会長から報告をお願いします。

浜口会長。

◎浜口和久広報検討分科会会長

それでは、広報検討分科会の「これまでの協議の経過について」、御報告申し上げます。

私ども、広報検討分科会のこれまでの具体的な調査・検討項目は、「市議会だより」、「ホームページ」、「議会のライブ中継」、「議会のICT化」、「その他広報に関すること」であります。

まず、「市議会だより」については、先日、9月1日号を発行したところです。今後も引き続き、市民の皆さまの手に取ってもらえるような紙面構成やレイアウトについて、検討していきたいと考えております。

次に、「ホームページ」については、今年度末に伊勢市のホームページがリニューアルされることもあり、ページの構成や掲載内容の精査を事務局と図っていきます。

次に、「議会のライブ中継」、「議会のICT化」については、常任委員会・委員協議会の録画放送を先行し、協議を行ってきました。

さきほど、報告し、御決定いただきましたとおり、「常任委員会等のインターネット放送について」は、本日以降、9月議会中の常任委員会から実施をさせていただきたいと思っております。

今後についても、引き続き、これらの事項を本分科会での協議項目として、他の分科会とも連携を図りながら、協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上、広報検討分科会からの「今後の進め方について」、御報告いたします。

◎西山則夫委員長

ただ今、浜口会長から、御報告をいただきましたが、このことについて、御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広報検討分科会、浜口会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

次に、広聴検討分科会、宿会長から報告をお願いします。

宿会長。

○宿典泰会長

それでは、広聴検討分科会の「これまでの協議の経過について」、御報告申し上げます。私ども、広聴検討分科会のこれまでの具体的な調査・検討項目について、順に申し上げます。

まず、「広聴機能のあり方・仕組みづくり」については、広聴活動の充実を図っていく新たな活動として、8月8日木曜日に伊勢市高校生議会を開催し、市内7校18名と全議員参加のもと、無事に終了することができました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げたいと思います。

今後も開かれた議会を目指し、さらなる広聴活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、「議会報告会・意見交換会」については、今年度は、9月定例会後に開催を予定しております。

8月28日水曜日の広聴検討分科会におきまして、開催時期や内容等について、各会派でご検討をいただき、次回の広聴検討分科会までに（正副会長及び事務局まで）御報告をいただき、最善の方法で実施することが決定しました。

詳細が決まってまいりましたら、改めまして、御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、「議会アンケート」については、8月の伊勢市高校生議会におきまして、参加高校生や引率者にアンケートを行いました。先日、夏休みが終わったばかりであり、全ての高校からアンケートの回収が完了していない状況ですので、集計が終わり次第、改めまして、御報告をさせていただきたいと考えております。

今後も議会報告会・意見交換会等の開催時に、参加者にアンケートの協力をいただくなど、広聴活動の一つの手法として、随時、可能なタイミングで実施していきたいと考えております。

以上、広聴検討分科会からの御報告といたします。

◎西山則夫委員長

ただ今、宿会長から、御報告をいただきましたが、このことについて、御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広聴検討分科会、宿会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

なお、条例等検討分科会からの報告はございません。

本日、御協議いただきます案件は、終わりました。

これもちまして、議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時4分

上記署名する。

令和元年9月9日

委員長

委員

委員